

審 査 基 準

令和6年9月2日作成

法令名	道路交通法
根拠条項	第94条第2項
処分の概要	免許証の再交付
原権者	埼玉県公安委員会 (仮免許証の再交付については、埼玉県警察本部長)
法令の定め	道路交通法施行規則第21条（免許証の再交付の申請）
審査基準	
標準処理期間	即日
申請先	埼玉県警察運転免許センター運転免許課 埼玉県警察再交付・国外運転免許センター（さいたま市大宮区所在）
問い合わせ先	埼玉県警察再交付・国外運転免許センター国外免許係 (048-647-4131)
備考	